

2018年3月5日

F A X 連 絡 書

村上 定幸 様

FAX 0736-67-7973

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
下記書類を送付します。
よろしくお願い致します。

敬具

(送付書類)

- ・ 証拠説明書
- ・ 乙19～20号

本紙含め全 10 枚

中 神 戸 法 律 事 務 所
〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号東成ビル3階

TEL : 078-341-3332

FAX : 078-341-3452

弁 護 士 野 田 底 吾

(担当事務: 清水)

平成29年(ネ)第2066号 地位確認等請求控訴事件
控訴人 村上定幸
被控訴人 宗教法人日本フリーメンソジスト教団 外1名

証拠説明書

平成30年3月2日

大阪高等裁判所 第1民事部D係 御中

被控訴人ら訴訟代理人

弁護士 井上 隆



乙号証	標目		作成日	作成者	立証趣旨
19	陳述書	原本	H30.2.28	本田右一	控訴人との面談状況及び控訴人が巡回教師の任命を承諾したこと等について
20	陳述書	原本	H30.2.28	大嶋博道	同上

乙第 19 号証

陳 述 書

本 田 右 一

1 私は、現在、畑野前理事長から引き継いで、日本フリーメソジスト教団の理事長を務めています。

村上定幸氏を巡回教師に任命した当時は、私は理事長ではなく、教団の被包括団体である加古川キリスト教会の教会担当教師（いわゆる牧師です。）として活動しており、任地指定委員会の委員でもありました。

任地指定委員会では、平成27年度から、村上氏の岩出教会の教会担当教師の任を解き、巡回教師に任命する旨決定しましたが、私は大嶋博道委員と一緒に、その旨を村上氏に伝えに行き、最終的に大嶋委員が村上氏から了承を得ましたので、そのことについてお話しします。

2 任地指定委員会において、村上氏の岩出教会の教会担当教師の任を解き、巡回教師にすると決定した経緯については、既に、これまでの裁判の中でなされた被控訴人の主張や、畑野理事長の陳述書（乙18）でも述べられているとおりでありますが、私も任地指定委員会の委員であり、その経緯を知っていますので改めて述べます。

村上氏と岩出教会の信徒との関係は、平成26年6月29日に、村上氏が岩出教会の信徒代議員である木村氏の襟首を掴んで罵声を浴びせたという事件が起こってから、非常に悪い状態となっていました。平成26年11月2日ころ、木村氏及び岩出教会の役員の名による、村上氏の交代を求める書面が畑野理事長宛に届いたことにより、その確執は決定的なものとなりました。

同年11月20日に開かれた任地指定委員会では、この問題について審議をし、このままでは岩出教会の教会担当教師と信徒の信頼関係が保てず、教会の運営や活動に支障をきたすと判断されたため、平成27年度から、村上

氏の岩出教会の教会担当教師の任を解くことが決定されました。

同年11月25日、任地指定委員会の中江松二委員と馬場一朗委員が岩出教会に赴き、村上氏にその旨を伝えたところ、村上氏は、特に拒否する様子もなく、「私はお聞きするだけでしょう。」と述べたとのことでした。この日、村上氏と中江委員及び馬場委員は、そのこと以外に話をするとはなく、短時間の面会で終了したと聞いています。

同年12月11日に開かれた任地指定委員会では、平成27年度の村上氏の任命について審議がなされ、村上氏が、以前に担当していた清水草薙教会に引き続き、岩出教会でも信徒からの信任を得ることができなかったことに鑑みて、教会担当教師を任せることはできず、巡回教師に任命することが決定されました。

このことを村上氏に伝えるために、面談の日時を調整したのですが、面談をする前に、村上氏から、任地の変更に承服できないが、仮に任地の変更があっても経済的措置をお願いしたいという旨の文書が任地指定委員会宛に送られてきました。

任地指定委員会では、この書面から、村上氏は教会担当教師の任命を得られない場合でも、経済的措置がなされれば了承する意思があると読み取れたため、経済的措置について審議し、これまでに例のないことではありましたが、月10万円の援助をすることを決定しました。

3 平成27年1月30日の午後1時から、私と大嶋委員は、岩出教会にて村上氏と面談をしました。このときは、村上氏の妻である真理子氏もいました。

面談の初めに、私は村上氏に対して、任地指定委員会の決定として、「平成27年4月から巡回教師に任命する。」と伝えました。

村上氏は、「なぜ巡回教師にならなければならないのか。」と聞いてきましたので、私はその理由として、①平成26年6月29日に、村上氏が、木村信徒代議員の襟首を掴んで罵声を浴びせたという出来事があり、信徒との関係が悪化していたこと、②その解決のために、同年7月16日に、畑野理事長と私が岸之里教会で村上氏と面談し、木村氏に謝罪をして関係を修復する

よう勧め、村上氏も涙を流しながら関係修復に努めると約束したにもかかわらず、同年11月2日ころに、木村氏や他の岩出教会の役員6名の連名による教会担当教師交代を求める文書が届き、関係の修復ができていないことが明らかになったこと、③任地指定委員会としては、この事態を重く受け止めており、教会担当教師には任命できないこと、を説明しました。このとき、私は、木村氏らからの文書も村上氏に提示しました。

また、私は、「牧会というのは、牧師と信徒の信頼関係があって初めてできるものなので、信徒と和解しなさい。」と村上氏に和解を勧めましたが、村上氏は、「自分には非がないから信徒と和解するつもりはない。」と述べ、信徒との和解を拒絶しました。

その後も、私は村上氏に対して、「任地指定委員会の決定を受諾して巡回教師としてしっかり全うしてほしい。」「信徒と和解すれば、約束はできないが、将来的に牧師として任命を受けることも可能です。」という話をして、信徒との和解を勧めるとともに、任地指定委員会の決定を了承するように説得を続けました。

しかし、村上氏は、「自分には非がないから和解するつもりはない。」と強硬な態度を続けており、しばらくそのようなやりとりが続きました。

やがて、村上氏は、「自分は不服であるが、任地指定委員会の決定は覆らないでしょう。」と述べ、しばらく考え込んだ後に、「何らかの経済的な援助をしてほしい。」と申し出ました。

私は、「これまで例はないが、特別措置として経済的援助をすることもできなくはないでしょう。教団として1年間、月10万円を援助します。」と伝えました。

村上氏は、教団からの経済的援助に多少理解を示したようにも見受けられましたが、「即答はできないから、少し時間が欲しい。」と述べましたので、1週間後に返事をもらうことを約束し、この日の面談は終了しました。

この日の面談時間は、約3時間くらい行われたと思います。

4 その後、同年2月5日になっても、村上氏から連絡がありませんでしたの

で、大嶋委員が、村上氏に電話をされました。

大嶋委員によると、村上氏は、「子供の健康保険のお金がかかるので、もう3万円上乘せして13万円にしてもらいたい。」ということと、「援助は1年ではなく2年にしてほしい。」ということを要求してきたそうですが、大嶋委員が「任地指定委員会にかけてみますが、これであなたは巡回教師として立つということですね。」と確認されたところ、村上氏は、「そうします。了解します。」と返事をしたとのこと。

村上氏が、月13万円を2年間援助することで巡回教師に任命することを了解したため、同年2月6日の任地指定委員会でそのことを審議した結果、村上氏の要求を受け入れることが決定され、この決定を受けて、同年2月22日に、畑野理事長は村上氏を巡回教師に任命する旨発表し（他の全ての教師の任命も同時に発表しています。）、平成27年度から村上氏は巡回教師に任命されました。

- 5 このように、村上氏は、私と大嶋委員との面談や、その後の検討期間を経て、最終的に経済的援助を条件に巡回教師の任命を了承したのであり、教団もその条件を受け入れて、実際に2年間、村上氏に月13万円を援助してきたのですから、村上氏の巡回教師への任命は有効になされたものであることは間違いありません。

平成30年2月28日

本田 左一 (印)

乙第 20 号証

陳 述 書

大 嶋 博 道

1 私は、日本フリーメソジスト教団の被包括団体である神戸ひよどり台教会で教会担当教師（いわゆる牧師です。）として活動しており、任地指定委員会の委員であります。

任地指定委員会では、平成27年度から、村上定幸氏の岩出教会の教会担当教師の任を解き、巡回教師に任命する旨決定しましたが、私は本田右一委員と一緒に、その旨を村上氏に伝え、最終的に村上氏から了承を得ましたので、そのことについてお話しします。

2 任地指定委員会において、村上氏の岩出教会の教会担当教師の任を解き、巡回教師にすると決定した経緯については、既に、これまでの裁判の中でなされた被控訴人の主張や、畑野理事長の陳述書（乙18）でも述べられておりですが、私も任地指定委員会の委員であり、その経緯を知っていますので改めて述べます。

村上氏と岩出教会の信徒との関係は、平成26年6月29日に、村上氏が岩出教会の信徒代議員である木村氏の襟首を掴んで罵声を浴びせたという事件が起こってから、非常に悪い状態となっていました。平成26年11月2日ころ、木村氏及び岩出教会の役員の名による、村上氏の交代を求める書面が畑野理事長宛に届いたことにより、その確執は決定的なものとなりました。

同年11月20日に開かれた任地指定委員会では、この問題について審議をし、このままでは岩出教会の教会担当教師と信徒の信頼関係が保てず、教会の運営や活動に支障をきたすと判断されたため、平成27年度から、村上氏の岩出教会の教会担当教師の任を解くことが決定されました。

同年11月25日、任地指定委員会の中江松二委員と馬場一朗委員が岩出

教会に赴き、村上氏にその旨を伝えたと、村上氏は、特に拒否する様子もなく、「私はお聞きするだけでしょう。」と述べたとのことでした。この日、村上氏と中江委員及び馬場委員は、そのこと以外に話をするとはなく、短時間の面会で終了したと聞いています。

同年12月11日に開かれた任地指定委員会では、平成27年度の村上氏の任命について審議がなされ、村上氏が、以前に担当していた清水草薙教会に引き続き、岩出教会でも信徒からの信任を得ることができなかったことに鑑みて、教会担当教師を任せることはできず、巡回教師に任命することが決定されました。

このことを村上氏に伝えるために、面談の日時を調整したのですが、面談をする前に、村上氏から、任地の変更に承服できないが、仮に任地の変更があっても経済的措置をお願いしたいという旨の文書が任地指定委員会宛に送られてきました。

任地指定委員会では、この書面から、村上氏は教会担当教師の任命を得られない場合でも、経済的措置がなされれば了承する意思があると読み取れたため、経済的措置について審議し、これまでに例のないことではありましたが、月10万円の援助をすることを決定しました。

3 平成27年1月30日の午後1時から、私と本田委員は、岩出教会にて村上氏と面談をしました。このときは、村上氏の妻である真理子氏もいました。

面談の初めに、本田委員が、任地指定委員会の決定として、「平成27年4月から巡回教師に任命する。」と伝えました。

村上氏は、「なぜ巡回教師にならなければならないのか。」と聞いてきましたので、本田委員がその理由として、①平成26年6月29日に、村上氏が、木村信徒代議員の襟首を掴んで罵声を浴びせたという出来事があり、信徒との関係が悪化していたこと、②その解決のために、畑野理事長と本田委員が岸之里教会で村上氏と面談し、木村氏に謝罪をして関係を修復するよう勧め、村上氏も涙を流しながら関係修復に努めると約束したにもかかわらず、同年11月2日ころに、木村氏や他の岩出教会の役員6名の連名による教会担当

教師交代を求める文書が届き、関係の修復ができていないことが明らかになったこと、③任地指定委員会としては、この事態を重く受け止めており、教会担当教師には任命できないこと、を説明され、木村氏らからの文書も提示しました。

また、本田委員は、「教会というのは、牧師と信徒の信頼関係があって初めてできるものなので、信徒と和解しなさい。」と諭されましたが、村上氏は、「自分には非がないから信徒と和解するつもりはない。」と述べ、信徒との和解を拒絶しました。

その後も、本田委員は村上氏に対して、「任地指定委員会の決定を受諾して巡回教師としてしっかり全うしてほしい。」とか、「信徒と和解すれば、約束はできないが、将来的に牧師として任命を受けることも可能です。」という言葉をかけて、信徒との和解を勧めるとともに、任地指定委員会の決定を了承するように説得を続けました。

村上氏は、これらの説得にも、「自分には非がないから和解するつもりはない。」と強硬な態度を続けており、しばらくそのやりとりが続きました。

やがて、村上氏は、「自分は不服であるが、任地指定委員会の決定は覆らないでしょう。」と述べ、4、5分ほど考え込んだ後に、「何らかの経済的な援助をしてほしい。」と申し出ました。

本田委員は、「これまで例はないが、特別措置として経済的援助をすることもできなくはないでしょう。」と話し、「1年間、月10万円を援助します。」と伝えました。

村上氏は、教団からの経済的援助に理解を示したように見受けられましたが、「即答はできないから、少し時間が欲しい。」と言いましたので、翌週の2月6日に任地指定委員会があることから、それまでに返事をもらうことにして、この日の面談は終了となりました。

この日の面談時間は、約3時間くらいだったと記憶しています。

- 4 同年2月5日になっても、村上氏から連絡がありませんでしたので、私は、村上氏に電話をかけました。

村上氏は、「子供の健康保険のお金がかかるので、もう3万円上乗せして13万円にしてもらいたい。」ということと、「援助は1年ではなく2年にしてほしい。」ということを要求してきました。

私は、この要求に対して独断では判断できませんので、「任地指定委員会にかけてみますが、これであなたは巡回教師として立つということですね。」と確認しましたら、村上氏は、「そうします。了解します。」と返事をしました。

村上氏が、月13万円を2年間援助することで巡回教師に任命することを了解しましたので、同年2月6日の任地指定委員会でそのことを審議した結果、村上氏の要求を受け入れることが決定され、この決定を受けて、同年2月22日に、畑野理事長は村上氏を巡回教師に任命する旨発表し（他の全ての教師の任命も同時に発表しています。）、平成27年度から村上氏は巡回教師に任命されました。

- 5 このように、村上氏は、経済的援助を条件に巡回教師の任命を了承し、教団はその条件を受け入れて、2年間、村上氏に月13万円を援助してきました。

村上氏は、教団総会にも巡回教師として出席しており、巡回教師を受け入れていることは間違いありません。

平成30年2月28日

大嶋 博道 